

まるせい中小企業経営力強化ローン

平成 26 年 2 月 17 日現在

商 品 名(愛称名)	まるせい中小企業経営力強化ローン						
特 徴	財務情報を適正に開示する中小企業に対して、担保・第三者保証人に過度な依存をすることなく、中小企業者に対して円滑な資金供給を行い、地域経済の活性化に寄与することを目的とする						
融資対象者	<p>1. 法人・個人事業主のうち下記の要件をすべて満たす先</p> <p>(1) 当金庫で定める地域で事業を営む方</p> <p>(2) 同一事業を 3 年以上営んでいる法人および個人事業主の方</p> <p>(3) 直近決算において債務超過でない方</p> <p>2. 以下のいずれかに該当していること</p> <p>(1) 中小会計要領または中小会計指針を適用した財務諸表を作成しており、税理士の記名・捺印のある下記のいずれかのチェックリストが提出できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本税理士会連合会作成の『中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト』 ・『中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト』 <p>(2) 会社法上の「会計参与」を導入していること</p> <p>(3) ㈱TKCが発行する「記帳適時性証明書」の添付がある場合</p> <p>(4) 「税理士法第 33 条の 2 第 1 項」の規定する添付書面を作成している</p> <p>(5) 認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定ならびに計画の実行および当該計画の進捗を開示できる中小企業者</p>						
お使いみち	事業に使用する運転資金、または設備購入資金。ただし、当金庫旧借借り換えは不可とする						
ご融資限度額	運転資金、設備資金を含め 1 先につき 100 万円以上 3,000 万円以内とする 利用単位は 10 万円とする						
ご融資形式	証書貸付						
ご返済方法	毎月元金均等返済とする 据置および最終回増額返済は不可とする						
ご利用期間	運転資金 5 年以内(信用保証協会付は 10 年以内) 設備資金 7 年以内(信用保証協会付は 10 年以内)						
ご融資利率	<p>新長期プライムレートを基準とした変動金利とし融資期間ごと下記の通りとする</p> <table border="0"> <tr> <td>3年以内</td> <td>新長期プライムレート(フラット)</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>新長期プライムレート+0.10%</td> </tr> <tr> <td>5年超10年以内</td> <td>新長期プライムレート+0.20%</td> </tr> </table>	3年以内	新長期プライムレート(フラット)	5年以内	新長期プライムレート+0.10%	5年超10年以内	新長期プライムレート+0.20%
3年以内	新長期プライムレート(フラット)						
5年以内	新長期プライムレート+0.10%						
5年超10年以内	新長期プライムレート+0.20%						
優遇金利	<p>適用条件①～⑦により最大▲1.00%優遇します</p> <p>保証協会利用の場合は、更に▲0.50%優遇します</p> <p>① 税理士(税理士法人等)の記名・捺印のある「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」または、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」の提出ができる場合には、▲0.30%優遇します</p> <p>② 会社法の「会計参与」の導入企業である場合には、▲0.30%優遇します</p> <p>③ 認定経営革新等支援機関の支援を受け、3ヶ年以上の事業計画があり、事業計画の進捗状況を四半期に1回以上提出できる場合には、▲0.30%優遇します</p> <p>④ ㈱TKCが発行する「記帳適時性証明書」の添付があり、直近1年間の月次決算状況が『◎』または『○』であることが確認できる場合には、▲0.20%優遇します</p> <p>⑤ 「税理士法第 33 条の 2 第 1 項」に規定する添付書面を作成している場合には、▲0.20%優遇します</p> <p>⑥ 試算表を毎月提出できる場合には、▲0.10%優遇します</p> <p>⑦ 当金庫新規取引先の場合には、▲0.20%優遇します</p>						

(1/2)

融-7

まるせい中小企業経営力強化ローン

平成 26 年 2 月 17 日現在

商品名(愛称名)	まるせい中小企業経営力強化ローン
担保	原則不要とする
保証人	連帯保証人については経営者保証に関するガイドラインに則り、個別に検討させていただきます。
徴求書類	<p>(1) 完備された直近2期の決算申告書の写し。完備された決算申告書とは、貸借対照表、損益計算書に加え、科目明細、税務申告書が添付されたものを言い、法人の場合はこれらに加えて利益処分案が添付されたものをいう</p> <p>(2) 設備購入資金の場合は、見積書・請負契約書など資金用途および金額確認資料</p> <p>(3) 以下のいずれかに該当していることを確認できる書類(写し等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中小会計要領または中小会計指針を適用した財務諸表を作成しており、税理士の記名・捺印のある下記チェックリストが提出できること <ul style="list-style-type: none"> ・日本税理士会連合会作成の『中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト』 ・『中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト』 ② 会社法上の「会計参与」を導入している ③ (株)TKCが発行する「記帳適時性証明書」 ④ 「税理士法第33条の2第1項」に規定する添付書面 ⑤ 認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定ならびに計画の実行および当該計画の進捗を開示できる中小企業者 <p>(4) 優遇金利を適用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認定経営革新等支援機関の支援を受け、3ヶ年以上の事業計画の写しと、当該計画の進捗を四半期に1回以上開示できる旨の「確認書」 ② 金庫の要請に応じて試算表提出が可能先については「確認書」 ③ 上記(3)に該当する書類の写し
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0120-812-504)にお申し出ください</p> <p>【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です</p>
その他の参考事項	<p>(1) お申込に際しましては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によりましてはご希望に添えない場合もありますので、予めご了承下さい</p> <p>(2) 金利、返済額の試算、説明書の入手については店頭または担当者へお申し付け下さい</p>

(2/2)

融-7